



20年ぶりに新しい紙幣が発行されます。1万円札は渋沢栄一、五千円札は津田梅子、千円札は北里柴三郎と、偉人たちの肖像が描かれます。額面の数字が大きくなって見やすくなったり、150年以上にわたって培われた偽造防止の技術の結晶が詰め込まれたりしているようです。新札は重なってしまうことがあるため、うっかり2枚出してしまうように注意が必要です。



1. 建設業

●建設業法改正!

～‘第三次・担い手3法’の中の1つ～

→物流法2法の成立に引き続き、建設業法も改正がされました。建設業の**担い手確保**、労働者の**処遇改善**にむけた賃金原資の確保等を目的としています。

【改正建設業法】(R6.6.14から1年6ヶ月を超えない日から)
(労働者の処遇改善)

- ・労働者の処遇確保を**努力義務化**
- ・‘**労務費の基準**’を作成・勧告。**受注者・注文者双方**へ著しく低い労務費等による**見積書の作成・変更依頼を禁止**
- ・原価割れ契約の**禁止**を**受注者**にも導入

(資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止)

- ・資材高騰等、請負代金や工期に影響を及ぼす**リスク**がある場合、請負契約の締結までに**受注者**から注文者へ通知を**義務化**。資材高騰時の請負代金等の‘**変更方法**’を契約書の記載事項に。リスク発生時は誠実に協議に応じることを注文者へ**努力義務化**(公共工事発注者は義務)。

(働き方改革と生産性向上)

- ・長時間労働抑制のため、著しく短い工期の契約締結を**禁止**
- ・ICT活用による現場管理の‘**指針**’を国が作成し、特定建設業者や公共工事受注者へ効率的な現場管理を**努力義務化**。

→**受注者**の義務が増えているため、注意が必要です。

2. 外国人材

●新たな在留資格、育成就労!

～技能実習制度は廃止～

→日本人の労働力不足を受けて、人材確保・育成を目的とした**育成就労**制度が創設されました。在留期間は原則**3年**で、特定技能1号・2号へのステップアップが可能です。これまでの技能実習制度と違い、長期で産業を支える人材の確保を見越しています。

【就労育成法ほか】

- ・技能実習の**廃止**。**育成就労**を創設。
- ・育成就労計画は**3年以内**で、業務・技能・日本語能力その他の目標や内容、受け入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用等が基準に適合していること、といった要件が設けられる予定。
- ・**転籍**時は転籍先で新たな育成就労計画の認定を受ける形になり、①**やむを得ない事情**がある、②**本人意向**の場合は同一業務区分内であること、就労期間・技能水準等要件を満たす場合に可能に(＝転籍の制限緩和)
- ・季節性のある分野で、派遣での育成就労も認める
- ・**不法就労助長罪**の罰則を、拘禁刑5年以下または罰金500万円以下(併科可)へ**引上げ**。

→細かな点については、今後省令で決められます。

→**訪問介護**分野での外国人材の従事も議論されており、今後ますます外国人材が重要になってきそうです。

今月のピックアップ

●派遣元が労使協定の見直しをする場合～支援策を検討!～

ハローワーク別地域指数の誤り(令和6年6月号参照)で協定の再締結・差額補填を行う**派遣元**への支援として、制度整備の**経費5万**、派遣労働者1人につき**1万**が支給される予定です。

●厚生年金、さらに適用拡大!?!～規模要件撤廃～

現状厚生年金被保険者**101人以上**の企業のパート従業員(週20時間以上等)が加入とされている**規模要件**が**撤廃**され、全事業所(一部除く)へ適用が拡大される見込みです。

□■お問い合わせ先■□

〒460-0003

名古屋市中区錦2-15-19

アゼット錦ビル5B

中京社会保険労務士法人

電話:052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

